1996.9.14 評議員会承認

1997.1.25 改正

1998.4.18 改正

2006.12.9 改正

2008.1.19 改正

「数学通信」編集委員会規則

- 1. 日本数学会は機関誌「数学通信」を編集するために、「数学通信」編集委員会を置く.
- 2. 「数学通信」編集委員会は、編集委員長、常任編集委員および非常任編集委員で構成する. 常任編集委員は、各支部評議員より1名、雑誌「数学」編集委員会の代表1名および事務長からなる.
- 3. 「数学通信」編集委員長は、理事会「数学通信」担当理事とする. 編集委員長は毎年4回、常任編集委員会議を開き、これを主宰する.
- 4. 支部評議員の常任編集委員は各支部が選定する. その任期は3月20日より1年間で, 任期終了後引き続き1年間,非常任編集委員として編集委員会にとどまる. これら常任 および非常任編集委員は,理事長が委嘱する. また,編集委員長の任期は2年間で,1 号編集終了時(5月中旬)までとする.
- 附則. ①1996年度については、創刊号、2号は理事会及び理事の編集委員とし、3号からは2項の「数学通信」編集委員会を発足させる.
 - ②規則の改正は理事会の承認により行なう.
 - ③この改正は2008年2月1日より実施する.

「数学通信」編集についての合意事項

「数学通信」の内容は、数学的な記事、会報、プログラム、投稿、編集委員会による企画記事、書評等からなる。会員は日本数学会への提言、数学教育をはじめとする数学界に関係する提言、話題等について投稿することができる。投稿についての規定は別に定める(「数学通信」第1巻第2号74ページ)。

編集委員の著書についての書評は掲載しないものとする. また, 原則として, 編集委員は自身による数学的な記事は掲載しないものとする.

非常任編集委員は、メール等を通じて適宜編集に対する助言を行なう.